

関係人口創出推進プログラム造成・実施業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025 年（令和 7 年）8 月 1 日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

- (1) 業務名 関係人口創出推進プログラム造成・実施業務
- (2) 業務場所 福山市内
- (3) 業務内容 別紙「関係人口創出推進プログラム造成・実施業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は 2,006,400 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

評価項目	評価の視点・判断基準	配点	小計
企画提案全体	本業務の目的・内容を理解した提案となっているか。	/ 10	/20
	十分な配置人員及び業務実施体制、緊密な連絡体制が確保されているか。	/ 5	
	本業務を遂行に当たっての実施フローや工程表、実施計画等が適当なものであるか。	/ 5	

評価項目	評価の視点・判断基準	配点	小計
プログラムの企画・実施	ターゲットやプログラムを通じてめざす方向性の設定理由が明確かつ本市の状況を踏まえたものとなっているか。	/ 20	/55
	プログラムの具体的なコンテンツや、課題解決の方向性におけるそのコンテンツの位置付けが明確かつ適当であるか。	/ 20	
	プログラム実施までのスケジュールが明確であり、適当であるか	/ 5	
	プログラム当日における人員配置、役割分担が適当であるか。	/ 5	
	専門性や知見に基づいた社会課題に資する提案となっているか。	/ 5	
プレゼンテーション	プレゼンテーションにおいて、企画提案書の内容が適切に説明されているかを評価する。また、説得力や業務への意欲、積極性など取組姿勢についても評価する。	/ 5	/5
参考見積	提案内容、業務規模と照らし合わせて、参考見積の金額は妥当であるかを評価する。	/ 5	/ 5
その他	プログラム実施後、参加者との今後の継続的な関係性の構築や状況確認を行う手法が明確かつ具体的に示されているか。	/10	/15
	着眼点や発想に優れた独自の提案がなされているか。	/ 5	
合計			/100

※評価の結果、合計点が 60% 未満の者の提案は不採用とする。

5 受注候補者の特定

関係人口創出推進プログラム造成・実施業務事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 名、次順位者 1 名を特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電話：084-928-1012

E-mail:kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 13 日（水）まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで

質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）8 月 7 日（木） 福山市ホームページに掲載します。 （ http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から 同年 8 月 13 日（水）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 15 日（金）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 15 日（金）から 同年 8 月 25 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 27 日（水）（予定）
企画提案書の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 29 日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）8 月 1 日（金）から同年 8 月 13 日（水）

イ 配付場所

(1) に同じ。

※ 福山市ホームページ (<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) からダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、関係人口創出推進プログラム造成・実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定めるところによる。